

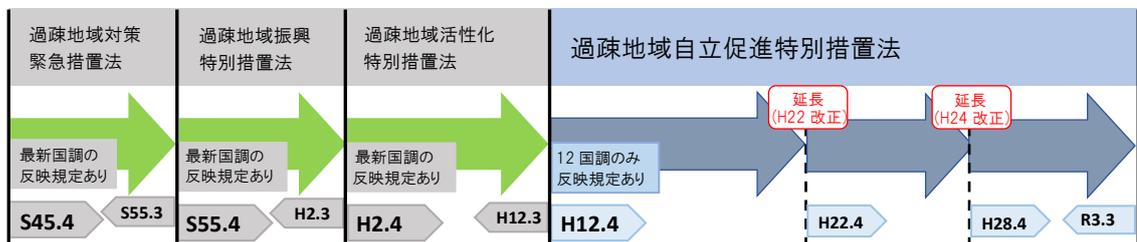
## 滋賀県過疎地域持続的発展方針(案)について

### 1. 滋賀県過疎地域持続的発展方針策定の趣旨

#### (1) 経緯

- 過疎地域自立促進特別措置法(旧過疎法)に基づき、本県ではこれまでから過疎地域自立促進方針および計画を定め、必要な施策に取り組んできたところ。
- 同法が令和3年3月末をもって期限を迎え、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(以下、「新過疎法」という。)が令和3年4月1日より施行されている。

#### 【これまでの過疎対策の経緯】



- 法施行を受けて、令和3年度中に、本県も新過疎法に基づく過疎地域持続的発展方針および過疎地域持続的発展都道府県計画を策定する必要がある。

#### 【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第7条第1項】

都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展方針を定めることができる。

#### 【過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 第9条第1項】

都道府県は、持続的発展方針に基づき、過疎地域の持続的発展を図るため、過疎地域持続的発展都道府県計画を定めることができる。

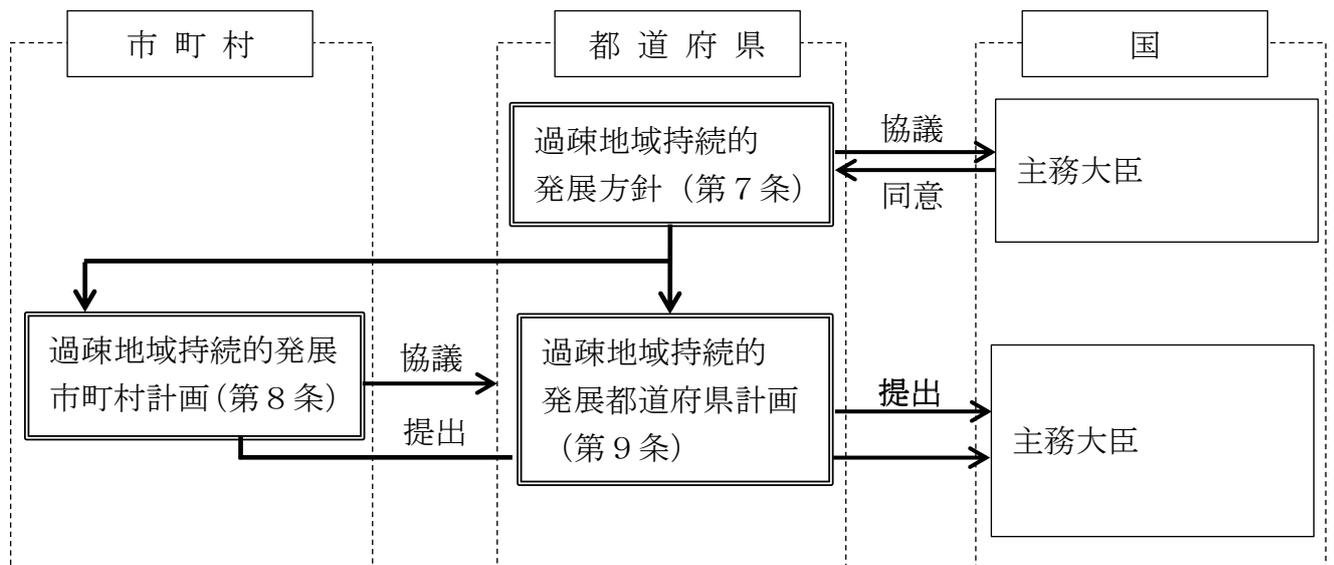
#### (2) 新過疎法の制定による主な変更内容

- 法の目的を、「過疎地域の自立促進」から「過疎地域の持続的発展」に見直し
- 過疎地域の要件の見直し
  - ▶長期の人口減少率の基準年の見直し(昭和35年→昭和50年)
  - ▶平成の合併による合併市町村の「一部過疎」の要件設定
- 「人材の確保・育成」、「情報通信技術の活用」を重要施策として位置付け

#### (3) 新過疎法に基づく本県の過疎地域

- 長浜市(旧虎姫町※、旧木之本町※、旧余呉町、旧西浅井町※)
- 高島市(旧朽木村)
- ※新たに過疎地域の要件を満たす地域

## 2 新過疎法における方針・計画の位置づけ



## 3 滋賀県過疎地域持続的発展方針（案）の概要

### (1) 方針期間：5年（令和3年度～令和7年度）

※新過疎法は、令和13年3月31日まで（10年間）の時限立法であるが、総務省の考えに基づき、法期限までの前・後期（5年間ごと）に分けて策定する。

### (2) 方針の内容

- ・ 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項
- ・ 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項

### (3) 旧方針からの主な変更内容

- ・ 長浜市の旧虎姫町、旧木之本町、旧西浅井町の区域を追加
- ・ 基本的な方向として、「人材の育成・確保」、「情報通信技術の活用」に係る記載を追加
- ・ 県の責務に係る記載を追加（新過疎法に新たに記載されたことに対応）
- ・ 「過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項」を追加  
（同上）

## 4 今後の予定

### 【方針】

- 6月中旬 国への事前協議
- 7月上旬 総務・企画・公室常任委員会での方針（案）説明
- 8月上旬 国への正式協議
- 9月中旬 方針策定

### 【計画】

- 9月中旬 計画（案）作成
- 10月上旬 総務・企画・公室常任委員会での計画（案）説明
- 10月中旬 計画策定